

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
文部科学省施策

埼玉県教育振興
基本計画・
草加市教育振興
基本計画

令和7年度草加市立新田小学校グランドデザイン

新田中学校区目指す15歳の姿
自ら学び 心豊かに たくましく生きる 新田中15歳の姿
育成する三つの心『探究心』『共生心』『自律心』

学校教育目標(目指す12歳の姿)

よく学ぶ子 思いやりのある子 たくましい子

- 考える習慣、学びの素地づくり(確かな学力)
- 道徳的判断力と道徳の実践力(豊かな人間性)
- 生命の尊重・安全・体力向上(健康・体力)

目指す学校像
共に伸び育つ
新田小学校
(出席率95%)

学校評価
保護者
教職員
学校運営協議会

児童の願い
□思いの実現
保護者の願い
安全・安心
地域の願い
地域貢献と発展

目指す教師像
最善を尽くす教師

人間性・教育的愛情
・専門性

1 何ができるようになるか 何が身に付いたか

2 何を学ぶか

幼保小中一貫した教育課程の編成

- 架け橋プログラムづくり(接続)
- 生活科、総合的学習を核とした関連的指導・合科的指導、教科横断的な教育課程の実施(社会に開かれた教育課程の実現)
- 中学校教育を見通した教科担任制・専科授業・中学校教員による乗り入れ授業
- 個別の指導計画作成(教育的ニーズ)

3 どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学びになる実践

- 新しい学力観・授業観に立った授業
 - ・見通しとふりかえり、自己の変容に気付く授業
 - ・問題発見・問題解決・吟味・論理的思考する授業
 - ・個別最適な学び、協働的・探求的な学びの実施(ICTの効果的な活用)
 - ・実体験や活動を核とした学びの実践(教育資源と教育財産の活用)
- 図書館教育の充実(読書の量の確保と質向上)

4 子どもの発達をどのように支援するか

幼保小中を一貫した教育
(学校段階等間の接続)

新田中学校区幼保小中連絡協議会

- 児童生徒の交流と幼保小中連携
- 架け橋プログラム開発会議設置・運営(幼保小協働)
- 乗り入れ授業(中学校教員)や専科による授業

児童の自己指導能力の育成
(生徒指導・教育相談)

生徒指導・いじめ撲滅委員会

- 児童理解に基づく学級・学年経営への支援(教育相談)
- いじめ・不登校の予防的生徒指導
- 問題行動の要因に基づいた関係機関との連携

教育的ニーズへの対応
(特別支援教育)

校内就学支援委員会

- 専門的な知見を有する(外部委員)校内就学支援委員会組織の運営
- 特別支援教育に関する理解促進
- 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成とPDCAサイクルの実施
- 教育相談の充実(SC、SSWの活用)

5 実施するために何が必要か

教員の資質及び能力の向上

各協議会・委員会・会議・学年会、
各種点検、各種調査等

- 教育課程・教育活動に関するカリキュラム・マネジメント
- 教職員事故等の未然防止
- 委嘱研究による質の高い授業実践(探究的な学びのある授業実践)
- 目標の連鎖(中期的な自己評価シートによる面談と短期的な指導・助言、評価サイクルの運用)

家庭・地域との協働

新田小学校運営協議会等

- 学校運営へ必要な支援に関する協議
- 家庭教育の充実(安全・安心、教育講演会等)
- 健康教育の充実
 - ・早寝・早起き、朝ごはん、排泄リズム
 - ・3NO DAY、家庭学習のすすめ
- 安全教育の充実(避難所開設訓練、引き渡し訓練、不審者対応訓練、等)
- 防犯教室、薬物乱用防止教室
- 地域行事への積極的な参画

学校配当予算の管理・執行

- 施設瑕疵に係る修繕計画
- 教材・教具の計画的な購入
- 備品管理
- 学校課題に即した予算の立案・執行

子どもと向き合う時間の確保
働き方改革

- 学校行事の精選・運営の工夫
- ふれあいデーの推進